

## ○甲斐市広告掲載に関する要綱

平成22年12月1日

告示第297号

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産及び物品等のうち、広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定め、もって、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (掲載の対象)

第2条 広告媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲斐市ホームページ
- (2) 広報誌、封筒、刊行物等
- (3) 市施設、備品等
- (4) その他市長が広告の掲載を適当と認めるもの

### (掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (8) 市税等を滞納しているものの広告
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) その他、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

### (掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の優先順位(以下「優先順位」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 企業のうち公共的性格のあるもので、市内に事業所等を有するもの

- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告として掲載することが適当であると市長が認めるもの

(掲載の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

- 2 広告の掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように十分配慮して行わなければならない。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、市のホームページ、広報誌等により広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、広告の掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要、営業沿革等がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- (2) 広告の原稿案
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込書の提出を受けた場合は、第19条第1項に規定する甲斐市広告審査委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定による広告の掲載の可否決定を行うに当たり、掲載の優先順位の基準は、第4条のとおりとする。ただし、同条に規定する優先順位の基準において決定できないときは、広告の掲載の申込みをしたもの(以下「申込者」という。)の申込み順位により決定するものとする。
- 3 広告を掲載する位置は、あらかじめ市が定めた番号によるものとし、前項の規定により決定した申込者のうちから、申込み順位によりあらかじめ市が定めた若い番号順に決定するものとする。
- 4 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。
- 5 広告の掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は電子データ等を市長に提出するものとする。

(掲載料の納付)

第10条 広告の掲載料は、広告の掲載の決定後、市長の指定する期日までに市の発行する納入通知書により納付するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿及び電子データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿及び電子データ等を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により、広告掲載の取下げをしようとするときは、広告掲載取下げ書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第14条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 広告主は、その責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなり、市に損害を与えたとき又は広告の内容により市及び市民等に不利益や実害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告媒体所管課が行う事務)

第16条 広告媒体を所管する課は、広告の募集、規格、掲載位置、掲載料その他広告の掲載に必要な事務を行うものとする。

(広告代理店への業務委託)

第17条 市長は、広告の募集及び作成等を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入)

第18条 市長は、別に定めのあるもののほか、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条に規定する要件を満たすときは、寄贈を受けることができる。

(広告審査委員会)

第19条 広告掲載に関し、次に掲げる事項を審査するため、甲斐市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 新たな広告媒体としての適否に関する事。
- (2) 広告掲載に関する基準及び広告掲載要領の審査に関する事。
- (3) 広告掲載内容及び広告主の適否の審査に関する事。
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 秘書政策課長
- (3) 総務課長
- (4) 市民窓口課長
- (5) 市民活動支援課長
- (6) 福祉課長
- (7) 建設課長
- (8) 上水道課長
- (9) 教育総務課長
- (10) 広告媒体所管の長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画政策部長とし、副委員長は秘書政策課長とする。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第21条 委員会の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画財政課長をもって充てる。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年1月25日告示第16—2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。